

農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約及び同施行規則

景品規約	景品規約施行規則
農業機械業における景品類の 提供の制限に関する公正競争規約	農業機械業における景品類の 提供の制限に関する公正競争規約施行規則
<p style="text-align: center;">昭和 54 年 12 月 3 日 公取指第 654 号・認定</p> <p style="text-align: center;">変更 平成 3 年 3 月 25 日 公取指第 26 号・認定</p> <p style="text-align: center;">変更 平成 9 年 8 月 11 日 公取消第 198 号・認定</p> <p style="text-align: center;">変更 平成 14 年 9 月 30 日 公取消第 146 号・認定</p> <p style="text-align: center;">変更 平成 19 年 9 月 28 日 公取消第 151 号・認定</p> <p style="text-align: center;">変更 平成 21 年 8 月 25 日 公取消第 138 号・認定</p> <p style="text-align: center;">変更 平成 25 年 9 月 3 日 公取取第 127 号・認定 消表対第 380 号・認定</p> <p style="text-align: center;">変更 平成 28 年 8 月 30 日 公取取第 664 号・認定 消表対第 1241 号・認定</p> <p style="text-align: center;">変更 令和元年 7 月 2 日 公取取第 196 号・認定 消表対第 304 号・認定</p> <p style="text-align: center;">変更 令和 6 年 9 月 9 日 公取取第 87 号・認定 消表対第 803 号・認定</p> <p>(目的) 第 1 条 この公正競争規約（以下「規約」とい う。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭 和 37 年法律第 134 号）第 36 条第 1 項の規定 に基づき、農業機械業における不当な景品類 を提供する行為の制限を実施することによ り、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者 による自主的かつ合理的な選択及び事業者 間の公正な競争を確保することを目的とす る。</p>	<p style="text-align: center;">昭和 54 年 1 2 月 3 日 公取指第 655 号・承認</p> <p style="text-align: center;">変更 平成 3 年 3 月 25 日 公取指第 27 号・承認</p> <p style="text-align: center;">変更 平成 9 年 8 月 11 日 公取指第 199 号・承認</p> <p style="text-align: center;">変更 平成 14 年 9 月 30 日 公取指第 147 号・承認</p> <p style="text-align: center;">変更 平成 19 年 9 月 28 日 公取指第 152 号・承認</p> <p style="text-align: center;">変更 平成 21 年 8 月 25 日 公取指第 190 号・承認</p> <p style="text-align: center;">変更 平成 25 年 9 月 3 日 公取取第 128 号・承認 消表対第 380 号・承認</p> <p style="text-align: center;">変更 令和元年 7 月 2 日 公取取第 197 号・承認 消表対第 305 号・承認</p>

景品規約	景品規約施行規則
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「農業機械」とは、耕うん整地、は種、肥培管理、有害動植物の防除、家畜又は家きんの飼養管理、収穫、調製加工その他農作業（これに付随する作業を含む。）を効率的に行うために必要な機械器具（その附属品及び部品を除く。）をいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、農業機械を製造して販売する事業者及び農業機械を販売し若しくは輸入して販売する事業者をいう。</p> <p>3 この規約において「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する農業機械の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引き又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして農業機械に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。</p> <p>(1) 物品及び土地、建物その他の工作物</p> <p>(2) 金銭、金券、預金証書、当せん金附証券及び公社債、株券、商品券その他の有価証券</p> <p>(3) きょう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）</p> <p>(4) 便益、労務その他の役務</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第2条第1項に規定する「農業機械」には、中古農業機械を含むものとする。</p> <p>第2条 規約第2条第2項の「農業機械を製造して販売する事業者」には、他の製造業者に製造委託した農業機械について自己の商標又は名称を表示して販売する事業者及び「農業機械を製造して販売する事業者」と総代理店契約その他特別の契約関係にある事業者を含む。</p> <p>第3条 事業者は、農作業事故防止安全技術研修会及び展示・実演会に際して、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条で定める大型自動車又は中型自動車を用いて、日帰りで一般消費者を送迎する場合には、あらかじめ、公正取引協議会に届け出るものとする。</p> <p>2 事業者は、農作業事故防止安全技術研修会及び展示・実演会において、通常、日帰りが困難と考えられる一般消費者を宿泊させる場合には、あらかじめ、公正取引協議会に届け出るものとする。</p>

景品規約	景品規約施行規則
<p>(一般消費者に対する景品類の提供の制限)</p> <p>第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>(1) 懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲</p> <p>(2) 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)の範囲</p> <p>(販売事業者に対する景品類の提供の制限)</p> <p>第4条 事業者は、農業機械の取引の相手方事業者(以下「販売事業者」という。)に対し、懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>2 事業者は、販売事業者に対し、懸賞によらないで提供する景品類にあつては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)第19条(不公正な取引方法の禁止)の規定に違反して景品類を提供してはならない。</p> <p>(公正取引協議会)</p> <p>第5条 この規約の目的を達成するため、農業機械公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及びその事業者の団体をもって構成する。</p> <p>3 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p>	<p>3 前項にいう宿泊を伴う農作業事故防止安全技術研修会とは、研修施設として適切な場所で行われるものであつて、農業機械の使用時の事故防止のため、事業者があらかじめ定めた学科及び実技が含まれたカリキュラムに従って行われるものをいう。</p> <p>(一般消費者に対する景品類の提供の制限)</p> <p>第4条 事業者は、一般消費者に対して宿泊旅行への招待又は優待を提供する場合には、当該事業者の役員又は従業員を同伴又は参加させないものとする。ただし、第3条第2項に規定する農作業事故防止安全技術研修会及び展示・実演会はこの限りでない。</p>

景品規約	景品規約施行規則
<p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(8) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第6条 公正取引協議会は、第3条又は第4条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、第3条又は第4条の規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し100万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めるこ</p>	

景品規約	景品規約施行規則
<p>とができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、第6条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、公正取引委員会の認定の告示のあつた日から起算して3か月を経過した日から施行する。ただし、第5条(第3項第3号及び第4号を除く。)及び第9条の規定は、公正取引委員会の認定の告示のあつた日から施行する。</p>	<p>(運用細則の制定)</p> <p>第5条 公正取引協議会は、この施行規則の実施に関する事項について運用細則を定めることができる。</p> <p>2 前項の運用細則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この施行規則は、公正取引委員会の承認を受け、かつ、規約が施行される日から施行する。</p>

景品規約	景品規約施行規則
<p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、平成3年5月1日から施行する。</p> <p>2 この規約の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、平成3年5月1日から施行する。</p> <p>2 この施行規則の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、平成9年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規約の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。</p> <p>3 第3条第2項の規定については、農業機械業界における公正な競争の確保の観点から、特段の事由がある場合を除き、この規約の施行日から5年以内に一般告示に即した見直しを図るものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、平成9年10月1日から施行する。</p> <p>2 この施行規則の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示のあった日（平成14年10月2日）から施行する。</p> <p>2 この規約の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。</p> <p>3 第3条第2項の規定については、農業機械業界における公正な競争の確保の観点から、この規約の施行日から5年以内に一般告示に即した見直しを図るものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、規約変更の日（平成14年10月2日）から施行する。</p> <p>2 この施行規則の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日（平成19年10月1日）から施行する。</p> <p>2 この規約の変更の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。</p> <p>3 第3条第2項の規定については、農業機械業界における公正な競争の確保の観点から、特段の事由がある場合を除き、この規約の施行後5年以内に第3条第1項に即した見直しを図るものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、規約変更の施行の日（平成19年10月1日）から施行する。</p> <p>2 この施行規則の変更の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。</p>

景品規約	景品規約施行規則
<p>附 則 この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）の施行日から施行する。</p>	<p>附 則 この施行規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）の施行日から施行する。</p>
<p>附 則 この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日（平成 25 年 10 月 1 日）から施行する。</p>	<p>附 則 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日（平成 25 年 10 月 1 日）から施行する。</p>
<p>附 則 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日（平成 28 年 9 月 23 日）から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。</p>	
<p>附 則 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日（令和元年 8 月 1 日）から施行する。</p>	<p>附 則 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日（令和元年 8 月 1 日）から施行する。</p>
<p>附 則 この規約の変更は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。</p>	